

愛媛県教員確保対策強化事業（奨学金返還支援）実施要領

1 趣旨

愛媛県の教員を志願し、継続して活躍する人材を確保するため、新たに県内の公立小学校教諭として採用された者のうち、一定の要件を満たした者に対し、奨学金の返還を一部支援する。

2 事業の実施主体

愛媛県

3 事業の内容

県内の公立小学校に教諭（任用の期限を付さない講師を含む。以下同じ。）として採用された者の奨学金返還に要する経費に対し、予算の範囲内で愛媛県教員確保対策強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

4 補助金の交付対象者

県内の公立小学校教諭として採用された者のうち、次の各号の要件を満たすもの

- (1) 愛媛県公立学校教員採用選考試験（以下「選考試験」という。）を初めて受験した者であること。
- (2) 大学等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。）の在学中に令和 7 年度から令和 9 年度のいずれかの選考試験の前期選考試験に合格し、翌年度の 4 月 1 日（以下「事業開始日」という。）に県内の公立小学校教諭として採用された者であること。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 14 条第 1 項に規定する第一種学資貸与金若しくは第二種学資貸与金又はその両方の返還債務を有している者であること。
- (4) 採用後 10 年間、県内の公立の小学校又は中学校に教諭として勤務する見込みの者であること。

※ 補助金の交付対象人数は 30 名を上限とし、希望者の人数が上限を超える場合は、選考試験における成績上位者から順に、交付対象人数の範囲内で決定する。

5 支援金額

奨学金の貸与期間（48 箇月を上限とする。）に貸与を受けた総額のうち、事業開始日時点で返還を要する額を 2 で除した額とし、153 万 6 千円を上限とする。

6 支援方法

採用後 10 年間に分けて、返還する奨学金の一部を県が代理返還する。ただし、返還年数が 10 年に満たない場合は、その年数を上限とする。

7 留意事項

- (1) 交付対象者が採用後 10 年に達することなく離職した場合など、返還支援の対象者としての要件を満たさなくなった場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す。当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) 補助金の返還を命じたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を納付させる。

8 その他

県は、交付決定者に対して、事業が終了するまで毎年度、奨学金返還の実績報告を求める。